

いじめ防止基本方針

飯豊町立第一小学校

1 はじめに

「いじめ」； いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○「けんかやふざけ合い」「好意」であっても該当対象として判断する。

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。飯豊町教育委員会や家庭・地域、及び関係諸機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組む。

2 いじめ防止のための取り組み

未然防止に向けて、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。集団の一員としての自覚や自信を育むことで、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出すようにする。また、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や欠席日数等で検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続する。

(1) 教職員による指導について

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる「温かでさわやかな風」を創る。また、深い教材研究に裏打ちされた「わかる楽しい授業」で、児童に確かな学力をつけるとともに、学習への達成感と成就感を味わわせ、自己有為感や自己肯定感を育んでいく。また、いのちの教育を全ての教育活動ですすめ、全ての児童が、「認められている」「満たされている」そして、「いじめは絶対に許されない」という認識を持たせる。そして、見て見ぬふりをすることも、「傍観者」としていじめに加わっていることも教えていく。

(2) 育てたい力と取り組み

① 培う力として

- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・ 円滑に他者とコミュニケーションを図る力
- ・ ストレスに適切に対処できる力

② 取り組み

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、読書活動・体験活動を充実させる。
- ・一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりをすすめる。
- ・人間関係を把握しながら、一人ひとりが活躍できる集団づくりをすすめる。
- ・「他者の役に立つ」ことに喜びを感じられる仕事や行事等を充実させる。
- ・目標を持ち、困難な状況を乗り越えられる体験の機会を積極的に設ける。
- ・発達障がいを含む個々の教育的ニーズ等に応じた適切な指導と必要な支援を充実させる。
- ・言語・文化、性的マイノリティー、被災等の理解を深め、細心の注意を払ってケアを行う。
- ・いじめについて、児童が主体的に考え、防止に自ら取り組むような活動をすすめる。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために

- ① 児童の小さな変化や危険信号を見逃さず敏感にとらえられるよう、全ての教員が全ての児童を細やかに観察し、アンテナを高く保つ。
- ② ささいな兆候にも早い段階から複数の教員で的確に関わるとともに、生徒指導部会や打合せで情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守り支える。
- ③ 学校生活に関するアンケート等から児童の悩みや人間関係を把握したうえで面談を行うとともに、保護者用のいじめチェックシート等で家庭との連携を密にし、ともに見守る。

(2) いじめの早期解決にむけて

① 基本的な考え方

- ア 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- イ いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことだけでなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ウ 全教員共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応する。

② いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ア 遊びや悪ふざけ等いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を即刻確保する。
- ウ 発見・通報を受けた教員は直ちに情報を提供共有する。その後、いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取る等して、事実有無の確認を行う。
- エ 事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、いじめられた児童といじめた児童の保護者に連絡する。
- オ いじめる児童への指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、いじめられている児童を徹底して守り通す観点から、ためらうことなく長井警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに長井警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童への指導と保護者への支援

- ア いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際「あなたが悪いのではない」とをはっきりと伝える等して自尊感情を高めるとともに、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- イ 家庭訪問等でその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教員で当該児童を見守る等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ウ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくるとともに、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりする。
- エ 状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じて、いじめられた児童の後遺症へのケアを行う。

④ いじめた児童への指導と保護者への助言

- ア いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家等外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- イ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ いじめた児童へは、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを黙認した児童にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう伝え、同調したりすることはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- イ 学級全体で話し合う等、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を育てる。

⑥ 真にいじめの問題を乗り越えた状態をめざして

- ア いじめた児童がいじめられた児童へ謝罪するだけではない。
- イ いじめられた児童の回復、いじめた児童が抱えるストレス等の問題の除去、いじめられた児童といじめた児童をはじめ他の児童の関係が修復されることが必要である。（少なくともいじめ停止期間3ヶ月を目安とする）
- ウ 双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていかななくてはならない。

⑦ インターネット上のいじめへの対応

- ア インターネット上の不適切な書き込み等は、被害の拡大を避けるため直ちに削除する

措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講じ、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに長井警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ 飯豊町教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールの実施をはたらきかける。

ウ 児童が悩みを抱え込まないよう、法務局等におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等関係機関の取り組みを周知する。

4 重大事態への対処

いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又はいじめにより、当該児童生徒が「相当の期間(年間30日目安)」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時は、次のように対応する。

(1) 調査組織の設置(いじめ防止対策推進法28条①:必置)と調査の実施

- ① 校内「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、置賜教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援と協力を仰ぐ。

＜いじめ防止対策委員会＞※日常的には校内職員で対応し、関係者を含む委員会は必要に応じて開催する。

○校内職員；校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、教育相談担当、養護教諭、当該担任

○校外関係者；PTA代表、学校運営協議会委員代表、学校医、民生委員代表、地区代表者

- ② 具体的な構成員については、飯豊町教育委員会の指示を仰ぐ。

- ③ 重大事態への対処、発生防止に資するため、第三者による調査組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。(弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家等)

(2) 連絡・報告体制

緊急対応マニュアルにより迅速に対応し、教育委員会を通じて飯豊町長に報告する。

5 その他

① 校内研修の充実

全ての教員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等による教員間の共通認識形骸化を防ぎ、いじめ問題等に高い意識で臨めるようにする。

② 校務の効率化

教員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務の適正化・組織的体制整備等校務の効率化を図る。

③ 学校評価

いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡ではなく、いじめの実態把握や対応等の状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

④ 地域や家庭との連携

学校基本方針に関する地域の理解を得ていじめ問題の重要性の認識を広める。多くの大人が児童の悩みを受け止められるよう、学校・家庭・地域が連携・協働する体制を構築する。